

令和4年度 東京都一般任期付職員 採用選考案内

令和4年11月11日
東京都教育委員会

東京都教育委員会では、「東京都教育ビジョン（第4次）」に基づき、情報化や国際化など急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく子供達を育てていくために、教育現場でのICT利活用やグローバル人材育成の推進等、様々な施策を展開しています。

この度、これらの施策を加速度的に進めていくために、ICTや国際交流等に関する専門的な知識・経験を活かして即戦力として活躍いただける方を、任期付職員※として募集します。

※地方公務員法（昭和25年法律第261号）の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年法律第48号）等に基づき制定された「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」（平成14年東京都条例第161号）に基づき、任期を定めて採用されるものです。

任期を定めて採用された職員も、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様、守秘義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規程の適用を受けます。

1 選考職種、採用予定人員等

申込区分	職種	採用予定人数	業務内容	受験資格 (求められる経験・専門性)	任期 (※)	職	勤務場所
情報化推進	事務	3名	教育 ICT 関連事業（TOKYO スマート・スクール・プロジェクト、都立学校授業料等徴収システム、教職員人事給与システム等）に関する各種業務（システム企画・再構築・運用局面における関係部署との連絡調整、委託業者の指導・進行管理、運用課題の抽出・改善企画、予算要求・契約関係業務、利用者向けのマニュアル作成・指導、問合せ対応、その他各種調整等）	<p>○下記【表1】の学歴区分に応じた実務経験年数を満たしていること。</p> <p>○民間企業や官公庁等において、システム関連部門等における業務経験が3年以上あること。</p> <p>○委託事業者と円滑に連絡調整を行い、適切な管理・監督・指導ができること。</p> <p>○庁内関係部署、各都立学校等の関係機関と円滑に連絡調整を行うことができること。</p>	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで	<p>・東京都教育庁総務部教育政策課主事</p> <p>・東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課主事</p> <p>・東京都教育庁人事部人事給与情報課主事</p> <p>◎一定の基準を満たし、主任級職の選考に合格した場合は、主任として任用されます。</p>	東京都本庁舎等
国際	事務	3名	<p>○都立学校等の国際交流（海外派遣）関連事業における以下の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施のための海外教育機関、関係機関との調整 ・事業運営のための仕様書作成・契約締結 ・受託事業者の管理 ・派遣生徒の募集・選考・決定 ・事前研修実施に関わる内容の企画調整及び研修運営 ・現地研修・交流の内容に関する企画調整及びロジ調整 ・事後研修の内容に関する企画調整及び研修運営等 <p>○語学指導等を行う外国青年招致事業（JET）における以下の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業運営のための仕様書作成・契約締結 ・語学指導等を行う外国青年の受入れ及び帰任に係る調整・各種手続 ・JET 配置学校等との調整等 	<p>○下記【表1】の学歴区分に応じた実務経験年数を満たしていること。</p> <p>○未来の東京を支える子供たちへの教育に熱意があり、学校教育におけるグローバル人材の育成に積極的に関与する意欲があること。</p> <p>○以下のいずれかを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国における勤務経験2年以上 ・外国の機関との連絡調整を伴う実務経験2年以上 ・契約事務及び契約事業者監督事務等の事務の実務経験2年以上 <p>○外国諸都市との連絡調整等に当たって必要な一定程度の英語力を有していること（英検準1級程度）</p> <p>○海外関係機関、学校、民間事業者等、関係部署と円滑に連絡調整が行えること。</p> <p>○必須ではないが、以下のような経験を持つことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生等の海外留学支援業務 ・高校生等への英語教育活動、国際交流に係る体験事業等の業務 ・英語による、留学生等来日外国人の受入れ・支援業務 	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで	<p>東京都教育庁指導部指導企画課主事</p> <p>◎一定の基準を満たし、主任級職の選考に合格した場合は、主任として任用されます。</p>	東京都本庁舎等

(※) ◎ 業務の状況等により、採用された日から5年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。

◎ 期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

2 受験資格

【表1】

学歴区分	必要な実務経験年数	
	主任	主事
<ul style="list-style-type: none"> ・大学院博士課程又は修士課程の修了 ・大学（4年制の大学）の卒業 	5年以上	2年以上
<ul style="list-style-type: none"> ・短期大学（2年制以上の短期大学）の卒業 ・高等専門学校卒業 ・専修学校（修業年限2年以上の専門課程で年間授業数680時間以上のものに限る。）の卒業 ・各種学校（「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上の課程のものに限る。）の卒業 	7年以上	4年以上
<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校の卒業 	9年以上	6年以上
<ul style="list-style-type: none"> ・中学校の卒業 	12年以上	9年以上

注1 実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員及びこれらと1週間の所定労働時間数が同一の勤務形態で従事した経験年数に限ります。非常勤職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。

注2 実務経験年数は、採用予定月の前月末日現在で計算します。実務経験が複数の場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。

注3 合格通知後5営業日以内に、要件に該当することを確認するための証明書類を提出していただきます（5「卒業（修了）・在職証明書の提出について」参照）。要件に該当することが確認できない場合は採用されませんので御注意ください。

◎ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は受験できません。

◎ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

◎ 日本国籍を有しない方は受験できません。

◎ 申込日現在、東京都職員である人は受験できません。

なお、以下の方は除きます。

・令和5年3月31日時点の満年齢が65歳の再任用職員

・教育公務員^{※1}

・東京都職員（任期付職員^{※2}、会計年度任用職員、臨時的任用職員）のうち、令和5年3月31日までに任期が満了する者

※1 教育公務員特例法施行令第9条第2項に定める教育公務員に準ずる者を含む。

※2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）に規定する任期付職員及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号）に規定する任期付研究員をいう。

3 選考方法

(1) 第1次選考

書類選考	採用選考申込書、職務経験調書等による審査
小論文	(1) 申込区分：情報化推進 課題式（回答文字数：1,600字程度） 「官公庁の事業部門における既存業務のシステム化に当たり、事業者に委託し、システム開発・運用を行う場合の課題をそれぞれ1つずつあげ、それに対してあなたは、これまで培った知識・経験を活かして、都の職員としてどのように解決するか述べなさい。」 (2) 申込区分：国際 課題式（回答文字数：1,200字程度） 「高校生の国際交流事業を実施するに当たり、想定される課題を1つあげ、それに対してあなたは、これまで培った知識・経験を活かして、都の職員としてどのように解決するか述べなさい。」


- ◎ 上記書類は、4「申込手続」に記載のとおり提出してください。
- ◎ 申込書類により選考を行い、第1次選考合格者には第1次選考合格通知兼第2次選考受験票を電子メールで送付します。

(2) 第2次選考

口述考査	人物及び職務に関連する経験についての個別面接
-------------	------------------------

- ◎ 口述考査は第1次選考合格者に対してのみ行います。
- ◎ 一定の基準を満たす人に対して、同日に、口述考査（個別面接）による主任級職の選考も行います。

4 申込手続

受付期間	令和4年11月11日(金曜日)から12月7日(水曜日)午後5時まで
申込方法	<p>下記URLから、「東京共同電子申請・届出サービス」へアクセスし、画面の案内に従ってすべての必要事項を正しく入力し、次の3つの書類を添付して受付期間中に送信してください(郵送及び窓口での申込みは受け付けません)。記載の仕方は各様式の注意事項を確認してください。</p> <p><提出書類> (1)採用選考申込書 (2)職務経験調書 (3)小論文 ※書類の様式は、東京都教育委員会ホームページにあります。 https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp//staff/recruit/administrative/ricruit_fixed_term_r5.html ※申込区分により様式が異なりますので、ご注意ください。</p> <p><申込URL> https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1667807264835</p> <p><注意事項></p> 

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期間中に正常に到達したものを有効とします。東京共同電子申請・届出サービスのホームページ上で、採用選考の申込が到達したかどうかを確認することができます。 ・ システムの保守整備のため、受付期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止や通信障害などが起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。 ・ インターネットによる申込みに関するパソコン等操作上のお問い合わせにはお答えできません。「電子申請サービスヘルプデスク」をご利用ください。
--	--

- ◎ 令和4年12月19日(月)までに第1次選考の結果が届かない場合は、教育庁総務部総務課人事担当までお問い合わせください。
- ◎ 申込書に記入していただいた個人情報は、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

5 卒業（修了）・在職証明書の提出について

受験資格の確認及び給与算定の資料とするため、最終学歴に関する卒業（修了）証明書（ただし、院卒は大学の卒業証明書も必要。また、最終学歴以前に職歴がある場合は、高等学校以降の全ての学歴に関する卒業（修了）証明書が必要。）及び全ての職歴に関する在職証明書を提出していただきます（合格通知後5営業日以内に、メールへのデータ添付により提出）。

提出の仕方については、別紙「卒業（修了）・在職証明書の提出について」をご覧ください。

6 採用選考に係る日程等について

第1次選考結果通知	令和4年12月16日（金） ※受験者全員に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。
第2次選考実施日	令和4年12月22日（木）から12月26日（月）のうち指定する日 ※会場：東京都庁本庁舎（東京都新宿区西新宿2-8-1）
最終結果通知	令和5年1月中旬 ※第2次選考受験者に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。

7 給与等について

《初任給》

初任給は、職務経験等に応じて決定されます。

職務経験が一年以上ある人は、所定の基準により加算される場合があります。以下は、4年制大学を卒業し、卒業後の期間を正社員・常勤職員として、東京都の事務職と同様の職務内容に従事した場合に想定される初任給の参考例です。

【参考例】

職級	職務経験	初任給
主事	2年	約240,200円
主任	5年	約274,600円

- ◎ この初任給は、令和4年4月1日時点の給料月額に地域手当（20%）を加えたものです。
なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。
- ◎ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の手当制度があります。

《その他》

- ◎ 公立学校共済組合へ加入し、健康保険や厚生年金保険等が適用されます。
- ◎ 年次有給休暇（1年間に20日、4月採用の場合は15日付与）の外、慶弔休暇、介護休暇、育児休業などの休暇制度があります。
- ◎ 職員の勤務時間、給与等の詳細は、東京都条例等により定められています。

■ お問い合わせ先

東京都教育庁総務部総務課人事担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎16階南側

【電話】 03-5320-6721（ダイヤルイン）

【東京都教育委員会ホームページ】 <https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/>

【交通案内】 新宿駅（西口）から徒歩約10分
都庁前駅（都営大江戸線）から徒歩約5分

《教育庁職員募集ホームページ》

<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/staff/recruit/>